

# 国税・地方税の キャッシュレス納付の メリットと留意点

栗原洋介税理士事務所  
税理士  
栗原 洋介



国や地方公共団体を挙げて、税のキャッシュレス納付のためのシステムが整備されています。労働力不足の環境の下、業務省力化やペーパーレス化の第一歩として、キャッシュレス納付の導入を検討してみたいかがでしょうか。

## 国を挙げた キャッシュレス納付の推進

以前は、国税に関しては電子納税の環境がすでに整っていたものの、地方税では電子納税に対応する地方公共団体がほとんどありませんでした。そのため、国税納付だけを電子化する意味に乏しく、企業における電子納税への対応は滞りがちでした。

しかし、2019年10月に「地

方税共通納税システム」が稼働したことで、すべての地方公共団体に電子納税が可能になり、全面的な電子納税の環境が整いました。2024年5月以降、電子申告で確定申告した法人については、税務署からの紙の納付書の送付が取りやめられたことも注目を集めています。

これは、旧来の納付方法である紙の納付書から、キャッシュレス納付に移行してほしいという国税

当局の意向であると考えられます。この流れが後戻りすることはないと思われるので、企業においてもキャッシュレス納付に対応していく必要があるでしょう。

## キャッシュレス納付の方法

「キャッシュレス納付」という用語は、ここ数年で国税庁が使うようになったものです。キャッシュレス納付は、以前から使われてきた「電子納税」と、電子納税以外の現金によらない納付方法に分けられます（図表1）。

### ●電子納税

インターネットでの申告（電子申告）に連動して金融機関の口座から納付する方法です。下記のとおり、①ダイレクト納付、②インターネットバンキングによる納付、③スマートフォンアプリ納付の方法があります。

### ●その他の現金によらない納付

④クレジットカード納付や⑤振替納税は、電子申告の有無に関わらず利用できるもので電子納税とは区別されますが、現金を用いない納付であることは同じです。

### ①ダイレクト納付

e-Tax（イータックス）国税の電子申告）やeLTAX（エル

図表1 キャッシュレス納付による国税の納付方法の分類

(1) 電子納税	①ダイレクト納付 ②インターネットバンキングによる納付 ③スマートフォンアプリ納付
(2) その他の現金によらない納付	④クレジットカード納付 ⑤振替納税

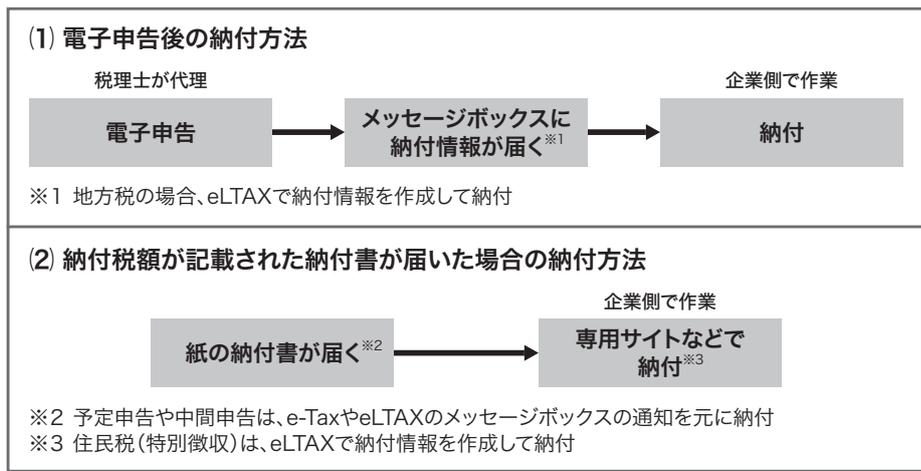
タックスII地方税の電子申告）では、あらかじめ口座振替の届出をしておくことで電子申告に連動した納付をすることができます。メリットとしては、

- インターネットバンキングを契約していなくても利用可能
  - 申告を代理した税理士による納付の作業代行が可能
  - 納付日の指定が可能
  - 利用手数料がかからない
- といったことが挙げられます。なお、届出から利用開始まで1か月程度かかるため、事前準備が必要ですよ。

### ②インターネットバンキングによる納付

e-TaxやeLTAXで電子申

図表2 キャッシュレス納付のイメージ図



告した後、金融機関のインターネットバンキング画面に移動して納付します。ダイレクト納付とは異なり、事前準備は不要です。

インターネットバンキングを契約していない場合でも、画面上に表示されるページのコードを利用して、各金融機関のATMで納

付することもできます。

ダイレクト納付とは異なり納付日の指定はできませんが、利用手数料はかかりません。

③ スマートフォンアプリ納付

スマートフォンを利用した納付方法で、国税では納付税額が30万円以下に限り利用可能です。個人による利用が想定され、企業の実務で利用する機会は少ないと思われる。

④ クレジットカード納付

クレジットカードを利用した納付方法です。

電子申告後にe-Taxのメッセージボックスに届いた納付情報から利用できるほか、書面で申告した場合でも、専用サイトである「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付が可能です。

納付にあたり、クレジットカードの決済手数料がかかります。

⑤ 振替納税

口座振替の手続きをしておくことで、申告後に指定口座から納付税額が引き落とされます。

国税では、個人の所得税と消費税で利用可能な方法です

が、法人で利用することはできません。

ここまでで紹介した納付方法は、地方税の納付においてもほとんど同じ取扱いです。eLTAXでは「キャッシュレス納付」という用語は使われていませんが、本稿では「キャッシュレス納付」に統一します。

## キャッシュレス納付のイメージ

キャッシュレス納付に対応すると、どのように実務が変わるのでしょうか。参考として、簡単なキャッシュレス納付のイメージをお伝えします(図表2)。

### (1) 電子申告後の納付方法

申告書を提出した後、紙の納付書の場合、金融機関の窓口やATMで納付が必要です。これをキャッシュレス納付に置き換えた場合、電子申告に連動した納付に変わります。

具体的な方法ですが、国税では、電子申告後にe-Taxのメッセージボックスに納付情報が届くので、こちらをもとに納付作業を進めます。このメッセージボックスを見るにはe-Taxの利用者IDと暗証番号が必要です。わ

からなければ、顧問税理士等に確認してください。

なお、源泉所得税の納付は、納付書に記載していた計算書の内容をe-Taxで送信した後、納付します。

地方税の場合も、国税とほぼ同様です。eLTAXにログインして、申告後のデータに連動する納付情報を作成することで納付が可能です。

地方税ではそれぞれの地方公共団体が納付先になりますが、eLTAXの共通納税システムにより、複数の地方公共団体に一括して納付することもできます。

インターネットによる納付と聞くと、会計事務所が使っているような特別なソフトが必要と思われるかもしれませんが、誰でも簡単に操作できる税務ソフトが無料で提供されています。

国税は「e-Taxソフト(WEB版)」、地方税は「PCdesk(WEB版)」という公式ソフトがあります。これらはインターネットのブラウザで利用できるもので、導入の手間もほとんどかかりません。作業方法は、e-TaxやeLTAXのホームページにマニュアルが用意されています。

## (2) 納付税額が記載された納付書

### が届いた場合の納付方法

前述のように自ら申告する場合ではなく、納付税額の記載がある納付書が届いた場合であっても、キャッシュレス納付は可能です。

特に便利なのは、従業員から徴収した住民税の納付です。こちらでも、前述の「PCdesk (WEB版)」で納付情報を作成して、キャッシュレス納付ができます。

このほか、地方税では納税専用サイトである「地方税お支払サイト」が2023年4月に稼働したことも重要です。

地方税の納付書に「eL」のマークの記載、対応番号、QRコードの記載があるなら、「地方税お支払サイト」が利用可能です。

多数の納付書がある場合でも、QRコードを連続して読み取ることで一括納付もできるので、負担軽減が期待できます。

この「地方税お支払サイト」は全国共通のしくみですが、地方公共団体によって税目の取扱いが異なる場合があります。

また、地方税ではこれまで対応していなかったクレジットカード納付にも、2023年4月から対応しています。

なお、これまで紙の納付書が届いていた予定申告や中間申告も、キャッシュレス納付に置き換えることができます。

eTaxやeLTAXのメッセージボックスに「申告のお知らせ」が届くので、こちらを参照してください。

予定申告や中間申告は、ネットからの電子通知とキャッシュレス納付が、今後の主流になっていくことでしょう。

## キャッシュレス納付のメリットと留意点

### (1) キャッシュレス納付のメリット

キャッシュレス納付のメリットは、次の点です。

- 納付書の取寄せが不要
  - インターネットでの手続きによる業務効率化
  - 保存書類の省スペース化
- 改めて強調しておきますが、ダイレクト納付であれば、インターネットバンキングを契約してなくてもキャッシュレス納付を利用できます。

セキュリティやコストの観点からインターネットバンキングを使っていない企業でも、ダイレクト納付によりインターネットで納付

が可能です。

最近の情報をお伝えしておくとして、2024年5月のeTaxのシステム改善により、メッセージボックスに届いた「申告のお知らせ」から、そのお知らせに記載されている申告期間や納付税額を転記する「参照作成」の機能が追加されました。

従来は、メッセージボックスに届いた「申告のお知らせ」を見ながら手作業で納付情報を記入していましたが、自動転記により負担が軽減されています。

### (2) キャッシュレス納付の留意点

ダイレクト納付では、申告後の納付手続きを納税者側で行う必要があります。

また、キャッシュレス納付の場合、控えである領収証書は発行されません。納付済みの画面が表示されますので、この画面の保存で領収証書を代替できるか、確認しておくとい良いでしょう。

これまでの業務とは異なるために、不慣れなこともあるかと思いますが、納税以外の経理業務も電子化していないと、納税だけを電子化しても大した業務効率化が図れず、業務の省力化としての意義を見いだしにくいかもしれません。

## キャッシュレス化の流れに 対応を

冒頭でも述べた、「紙の納付書が届かなくなる」という点について、どう考えるべきでしょうか。

納付書が税務署から届かなくなり、納付を失念しそうになったという話も聞かれます。

キャッシュレス納付には、一定のPC操作も必要です。

税務の電子化は税理士主導で行なわれてきた面が強く、企業側は税務の電子化に関与していない場合もあります。これらのギャップが、国税庁の進める省コスト化との間で摩擦を引き起こしている状態と考えられます。

キャッシュレス納付の環境は全面的に整備されてきていますが、従来の経理業務のサイクルを変更するには負担がかかるものです。

しかし、紙ベースの業務を減らしていく動きは、コスト削減・人手不足の観点から考えても、とどまることはないでしょう。

キャッシュレス納付の導入はeTaxやeLTAXの利用と絡んでくるので、顧問税理士・会計事務所と相談しながら二人三脚で対応することをお勧めします。●

くりはら ようすけ 東京都北区赤羽の税理士。クラウド会計とITツールを活用したい事業主への指導に取り組み、事業主の不安を解消する細やかな目配りに定評がある。